

静岡県公安委員会告示第65号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定により、行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年9月2日

静岡県公安委員会委員長 久保田 隆



1 意見の聴取の期日

令和8年9月17日（木） 午前9時00分

2 意見の聴取の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館10階

静岡県警察本部内意見の聴取会場